

“金融会社の顧客確認を拒否する場合

要請した金融取引が断られるなど

2016. 1. 1日から顧客確認制度が変更されます。”

□ 変更される顧客確認制度

■ 2016年1月1日から変更される顧客確認制度の主要内容

◆ 金融会社の顧客確認のための情報提供を拒否する顧客に対する金融取引の拒絶

新規口座開設または2千万ウォン以上(米貨1万ドル)の一回性金融取引などをする場合、金融会社の顧客確認のための情報提供要請に対し、顧客が情報提供を拒否する場合、金融会社は該当取引を断らなければならない。既に取引関係が樹立されている既存顧客の場合にも該当取引を中断するべきです。

◆ 金融会社が顧客確認時、実際の所有者に関する事項の確認

新規口座開設または2千万ウォン以上(米貨1万ドル)の一回性金融取引などをする場合、金融会社は実際の所有者(Beneficial Owner、顧客を最終的に支配し、統制する自然人)に関する事項を確認しなければなりません。これにより、新規口座開設などをする場合、金融会社に株主名簿など実際の所有者に関する事項を提出しなければなりません。

※ 関連法規

「特定金融取引情報の報告及び利用などに関する法律」第5条の2(金融機関等の顧客確認義務)

「公衆など脅迫目的のための資金調達行為の禁止に関する法律」

「犯罪収益隠匿の規制及び処罰などに関する法律」

■ 顧客確認制度とは?

◆ **顧客確認制度**(Customer Due Diligence, CDD)というのは金融会社が提供する金融商品またはサービスがマネーロンダリングなどの不法行為に利用されないように顧客の姓名、住民登録番号など実地名義と住所、連絡先、業種、そして実際の所有者及び金融取引目的などを確認し、顧客に対して適当な注意を傾けるようにする制度を言います。

◆ 顧客確認対象取引

1. 口座の新規開設

顧客が金融会社と継続的な金融取引を開始する目的に契約を締結することを言います。

例)新規口座開設、保険・控除契約、貸出・保証・ファクタリング契約の締結、譲渡性預金証書発行など。

2. ウォン貨2千万ウォン(外貨 1万ドル) 以上の一回性金融取引

金融機関などに開設された口座によらない金融取引を言います。

例)無通帳預金(送金)、外貨送金両替、自己宛小切手の発行、手形・小切手の支給、プリペイドカード売買など。

◆ 顧客確認内容

1. 顧客別顧客確認

区分	身元確認内容
個人	実地名義(姓名、実名番号)、住所、連絡先、職業、実際の所有者に関する事項
営利法人	実地名義、業種、本店及び事業所所在地。連絡先、代表者 実地名義、実際の所有者に関する事項
非営利法人及びその他団体	実地名義、設立目的、主な事務所の所在地、連絡先、代表者の実地名義、実際の所有者に関する事項
外国人及び外国団体	上記該当事項、国籍、国内居所または事務所の所在地

2. 強化された顧客確認(EDD, Enhanced Due Diligence)

金融会社はマネーロンダリングリスクが高いことに評価された顧客(国籍、業種など)またはサービスに対しては身元確認以外に‘顧客の実際当事者の可否及び金融取引の目的と取引資金の源泉’など追加的な情報を確認しなければなりません。